

奈良県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ときわ薬局	橿原市常盤町三四四―二	平成二十八年十月三十一日
森口歯科医院	吉野郡吉野町大字上市二三四五番地	平成二十八年十月三十一日
松田歯科医院	宇陀市榛原萩原二四三九―二	平成二十八年十月三十一日
土居歯科医院	大和高田市大字大中一二七―一 奈良ブラザービル三階	平成二十八年十月三十一日
岩崎歯科診療所	橿原市八木町一丁目七番三号	平成二十八年十月三十一日